入札参加資格停止措置の概要

1　入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住　　所	入札参加資格停止期間
富士通ゼネラル㈱	工事 委託 物品	川崎市高津区末永 3-3-17	６月間 （平成 29 年 4 月 13 日～ 平成 29 年 10 月 12 日）
沖電気工業㈱	工事 委託 物品	東京都港区虎ノ門 1-7-12	３月間 （平成 29 年 4 月 13 日～ 平成 29 年 7 月 12 日）
日本電気㈱	工事 委託 物品	東京都港区芝 5-7-1	２月間 （平成 29 年 4 月 13 日～ 平成 29 年 6 月 12 日）
日本無線㈱	工事	東京都三鷹市牟礼 6-21-11	１月間 （平成 29 年 4 月 13 日～ 平成 29 年 5 月 12 日）
㈱日立国際電気	工事	東京都港区新橋 2-15-12	１月間 （平成 29 年 4 月 13 日～ 平成 29 年 5 月 12 日）

2　事実概要

公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、平成２９年２月２日付けで、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定したもの。

3　入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第２（１１）、（１２）に該当する。

（期間：当該認定をした日から４月以上１８月以内（別表第２（１１））
〃　　２月以上１８月以内（別表第２（１２）））

上記の者のうち、沖電気工業㈱、日本電気㈱、日本無線㈱及び㈱日立国際電気の４者については、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第４条（資格停止の期間の特例）第３項の規定により、沖電気工業㈱は６月の資格停止期間を２分の１短縮し３月、日本電気㈱は４月の資格停止を２分の１短縮し２月、日本無線㈱及び㈱日立国際電気は２月の資格停止期間を２分の１短縮し１月とする。

（　課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。）